

通所介護、介護予防型デイサービス
社会福祉法人 京都基督教福祉会
デイサービスセンター シオンの里

指定通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 京都基督教福祉会が実施する「デイサービスセンター シオンの里」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護、指定介護予防型デイサービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

第 2 条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 上記の他、事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター シオンの里
- ② 所在地 京都市西京区樫原秤谷町21番地の2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 通所介護、介護予防型デイサービス

- ① 管理者 常勤1人(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- ② 生活相談員 2人以上

生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。

- ③ 介護職員 4人以上(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。)
- 介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行

う。

※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。

④ 看護職員 1人以上(毎日1人以上配置する。)

看護職員は、利用者の健康管理業務等を行う。

⑤ 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

⑥ 管理栄養士 1名(兼務)

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、社会福祉法人 京都基督教福祉会 シオンの里の就業規則に準じて定めるものとする。

① 営業日 日曜日から土曜日までの毎日とする。

② 営業時間 午前 8 時 10 分から午後 5 時 40 分までとする。

③ サービス提供時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

(利用定員)

第 6 条 1日当たりの利用定員は、次のとおりとする。

通所介護・介護予防型サービス 30名

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第 7 条 事業の内容は、次のとおりとする。

① サービス計画の作成、利用者への説明と実施

② 入浴及び食事の提供とその介護、並びにその他の日常生活の世話

③ 送迎サービス、健康チェック及び機能訓練の実施

2. サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

3. 前項のほか、別紙にて定める費用は利用者の負担とする。

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について事前に説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、京都市西京区の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者やその家族はサービス計画の作成に参画し、日常生活の世話及び機能訓練を通じて自立した生活ができるように努めるものとする。

2. 事業所の利用に当たって、喧嘩、暴力等他人に著しく迷惑を及ぼす等秩序を乱す行為をしてはならないものとする。

(緊急時等における対応)

第 10 条 職員は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関(京都桂病院、洛西ニュータウン病院)に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に備えるため、別に定める「シオンの里災害時避難計画」に基づき、年2回以上定期的に避難訓練等を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2.事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策等)

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(就業環境の確保)

第15条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(職員の資質向上)

第16条 事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、研修時間の確保を積極的に行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 事業所は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 4 この規程に定める事項の他、社会福祉法人 京都基督教福祉会 指定介護老人福祉施設 シオンの里の定める管理規程等を遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人 京都基督教福祉会が定めるものとする。

(付 則)

この規程は、2000年5月17日(京都府による指定通知日)から施行。

2000年09月01日	改訂
2001年04月01日	改訂
2001年06月01日	改訂
2001年12月01日	改訂
2002年01月01日	改訂
2002年09月01日	改訂
2003年04月01日	改訂
2004年04月01日	改訂
2005年06月01日	改訂
2005年10月01日	改訂
2006年04月01日	改訂
2007年04月01日	改訂
2008年04月01日	改訂
2009年04月01日	改訂
2010年04月01日	改訂
2011年04月01日	改訂
2012年04月01日	改訂
2013年04月01日	改訂
2014年04月01日	改訂
2015年04月01日	改訂
2015年07月17日	改訂
2017年10月06日	改訂
2020年06月01日	改訂
2021年04月01日	改訂
2022年04月01日	改訂
2024年04月01日	改訂